

佐世保市郊外移住お試し住宅設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市外から本市への移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）が、本市での生活を一定期間体験できるよう、市営住宅を活用した郊外移住お試し住宅を設置し、その使用に関し必要な事項を定め、本市への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 市は、次に掲げる物件を郊外移住お試し住宅（以下「住宅」という。）とする。

名称 開田住宅 1戸

住所 佐世保市江迎町田ノ元963番地9

(佐世保市営開田住宅1棟407号室)

建設年 昭和57年度

構造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根5階建

面積 54.00㎡

(使用者)

第3条 住宅を使用できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市外から本市への移住を希望している者
- (2) 西九州させぼ広域都市圏サポーターに登録している者
- (3) 西九州させぼ移住サポートプラザを通じて申し込みをする者

(使用申請)

第4条 住宅の使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、使用開始前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 佐世保市郊外移住お試し住宅使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 使用者全員の住民票の写し等

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、支障がないと認めるときは、住宅の使用を決定し、佐世保市郊外移住お試し住宅使用許可書（様式第2号）により使用を許可するものとする。

2 市長は、前項の規定による使用許可をする場合に住宅の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 住宅の設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失する恐れがあるとき。
- (4) 利用者又は同居予定者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員等であるとき。
- (5) 住宅の管理上支障があるとき。

（使用期間）

第6条 住宅の使用期間は、2日以上60日以内とし、前条に規定する使用許可書において定める。

（使用料等）

第7条 住宅の使用料は、無料とする。ただし、光熱水費に係る費用は、使用者の負担とする。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不在時等には施錠を行うなど、住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに、備付けの設備、家具等を適切に取り扱うこと。
- (3) 住宅周辺の清掃を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみ等は、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅に新たに設備又は備品を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。
- (6) 住宅の貸付期間が終了したときは、清掃を行うとともに、直ちに鍵を市長に返却すること。
- (7) その他住宅の使用に関し、市長が必要と認める事項。

（制限される行為）

第9条 使用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。

- (2) 事業又は営業を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 動物の飼育又はペットを同伴すること。
- (5) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (8) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 住宅の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) 政治活動その他これに類する行為をすること。
- (11) その他住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が第5条第3項各号のいずれかに該当し、又は前2条の規定に違反したと認めたときは、第5条の規定による使用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第11条 使用者は、使用期間の満了日までに（前条の規定により使用許可が取り消された場合にあつては、取消後直ちに）、住宅の鍵を返却し、住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復させなければならない。

2 使用者は、前項前段の規定による明渡しをするときは、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項後段の規定に基づき行う使用者が行う原状回復の内容及び方法について、使用者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 市長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入り、必要な措置を執らせることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により住宅若しくは設備又は備品を破損又は汚損若しくは滅失したときは、直ちに市長に報告し、市長が相当と認める

額の損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、市はその責任を負わないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。